



熊本県公報

第 1 2 4 9 0 号
平成 28 年 2 月 2 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (//) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の変更…………… (//) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 3
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 4
- 平成 27 年度菊池地域保健医療推進協議会の開催…………… (菊池地域保健医療推進協議会) 4
- 熊本県労働審議会の開催…………… (労働審議会) 4
- 熊本県環境審議会水保全部会の開催…………… (環境審議会水保全部会) 5

告 示

熊本県告示第 96 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 28 年 2 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
やの眼科	天草市亀場町食場後山下 7 4 0	平成 27 年 1 月 30 日

熊本県告示第 97 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 28 年 2 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
やの眼科	天草市亀場町食場後山下 7 4 0	平成 27 年 12 月 1 日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
---------	----------	-------

まつした調剤薬局	八代市横手新町2号20番地	平成27年12月16日
(訪問看護)		
医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションともづな	菊池市西寺1588番地1	平成27年12月7日
訪問看護ステーション春草苑	阿蘇市内牧1112番地5	平成27年12月2日
ハートナース	阿蘇市小里249番地2	平成27年8月1日

熊本県告示第98号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成28年2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
ふくろ町クリニック	名 称		平成27年11月10日
	平野整形外科医院	ふくろ町クリニック	

熊本県告示第99号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成28年2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町柿迫字保口8832番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字保口8832番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第100号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成28年2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
株式会社 スマイルファクトリー 第二事業所	株式会社 スマイルファクトリー	就労継続支援A型	平成28年2月1日

玉名市立願寺字前浦43 8番地 疋野ハイツ10 5号	玉名市中尾494番地1 高向 一洋		
----------------------------------	----------------------	--	--

熊本県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年2月2日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年2月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	植木インター ー菊池線	菊池市七城町甲佐町字藤反田 782番1地先から 菊池市七城町甲佐町字高田 24番6地先まで	60.0	防交交 (交通安 全)

2 供用を開始する期日 平成28年2月2日**公 告****熊本県公告第70号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成28年2月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	有効期限
熊本県肥 第130 9号	肉骨粉	6.5 粗碎肉 骨粉	窒素全量： 6.5 りん酸全量 ：15.5	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり。	株式会社熊本蛋 白ミール公社 熊本県菊池市七 城町林原70番 地	平成34 年1月2 4日

熊本県公告第71号

山鹿市に事務所を置く菊鹿町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年2月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任 監事	竹下 徹秋	山鹿市菊鹿町下永野1167番地
就任 監事	田代 敬之	山鹿市菊鹿町下永野1113番地

熊本県公告第72号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年2月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字蛙石1874番5
411.41平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区小山二丁目2番31号
長尾 潤也、長尾 昌由子

熊本県公告第73号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成28年2月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字向原964番2、同964番8、同965番3、同968番5、同968番7及び同968番8
2,907.26平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区下江津五丁目13番12号
株式会社熊本不動産ネット

登載依頼**菊池地域保健医療推進協議会公告第1号**

平成27年度菊池地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。
なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおり。
平成28年2月2日

菊池地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成28年2月12日（金）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県菊池総合庁舎別館2階大会議室
- 3 議題
(1) 第6次菊池地域保健医療計画の評価について
(2) 平成27年度救急医療専門部会の協議経過報告について
(3) 地域医療構想の検討状況について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
菊池市限府1272-10
菊池地域保健医療推進協議会事務局（熊本県菊池保健所総務企画課内）
（電話0968-25-4156）

熊本県労働審議会公告第2号

熊本県労働審議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成28年2月2日

熊本県労働審議会

- 1 開催日時
平成28年2月8日（月）
午前10時00分から正午まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28番51号
ホテル熊本テルサ りんどう・つばき
- 3 議題
(1) 次期熊本県労働・人材育成計画について
(2) ブライト企業の認定について
- 4 傍聴者の定員
10人

- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県労働審議会事務局（熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用課）
（電話096-333-2338）

熊本県環境審議会水保全部会公告第1号

熊本県環境審議会水保全部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成28年2月2日

熊本県環境審議会水保全部会長 嶋田純

- 1 開催日時
平成28年2月8日（月）
午前10時から午前11時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺一丁目33番18号
水前寺共済会館グレース2階鳳凰Ⅱ
- 3 議題
平成28年度熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について
その他
- 4 傍聴者の定員
6名
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、水保全部会長の許可を得たうえで、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会水保全部会事務局
（熊本県環境生活部環境局環境保全課水質保全班 電話096-333-2271）